(その1)



収 支 報 告 書

令和 6 年 分 (令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)	政治団体の区分
1 政治団体の名称 鈴木光一後援会	□ 政 党 □ 政治資金規正法第18条の2第
「政石団体の石が一鈴木光一後援会	│□政 党 の 支 部 1項の規定による政治団体
	│□政治資金団体 ☑その他の政治団体
。主たる事務所 mtdum的口町大字和合6	□その他の政治団体の支部
全 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 西村山郡朝日町大字和合 6	
	活動区域の区分
2 4 丰 孝 の 氏 夕 於十业	□ 2以上の都道府県の区域等 ☑ 同一の都道府県の区域内
3 代表者の氏名 鈴木光一	
	資金管理団体の指定の有無国会議員関係政治団体の区分
∡会計責任者 ⇔ ⇔ → → → → → → → → → → → → → → → → →	☑ 有 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第
4 会 計 責 任 者安藤清美0 氏 名	│ □ 無
	明日町議会議員 口 政治資金担正注第10条の7第1項第
	公職の種類(現職)
事務担当者の氏名	区 分 団現職 口候補者等
	資金管理団体 の氏名
安藤清美	の民中なした
又称(月天	者の氏名鈴木光一 公職の種類
(電話)	
090-6256-0253	国会議員関係政治団体に関する
	資金管理団体の指定の期間
(電話)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで 令和 年 月 日まで

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	0
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人	の負担する党費又は	会費	
金	額		0
員	数		0

(2) 寄附					
ア 寄附(イを除く。)の区分		金	額		備考
(ア)個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)	(0)	
(イ)法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(0)	
イ 政党匿名寄附				0	
合計(ア+イ)			-	0	W 100

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資	産	等	の	有	無			·											
					資 産	等の	項目	別	区	分							有	無	備考
ア	土														_	地		g	
1	建														_	物		Ø	
ゥ	建	物の	所	有を	目 的	とす	る 地	上	権	又	は土	地	の	賃	借	権		豆	
エ	取	得	の	価 格	よ が	1 (0	万	円	を	超	え	Z	5	動	産		⊡ ′	
オ	預	金(普	通預	金及で	び当座別	頁金を	除く。) <u>z</u>	にはり	貯 金	(普通	鱼貯:	金を	除	〈 。)		Ø	,
カ	金				銭					信						託		⊠´	
+	有				価					証						券		Ø	
ク	出		資	Z.	[C		よ			る		柞	霍			利		Ø	
ケ	貸	付 先	: <u> </u>	<u>ළ</u>) 残 蒿	が	1 0	0	万	円を	超	え	る	貸	付	金		Ø	
	支	払っ	b #	ı た	金額	が	1 0	0	万	円	を、お	迢 🕏	Ž.	る	敷	金		<u> </u>	
サ	取	得の	価 格	が 1	0 0 3	万円:	を超え	る	施言	殳 の	利用	15	関す	ナ る	6 権	利		Ū∕	
シ	借	入先	; <u> </u>	<i>ک</i> ص) 残 高	が	1 0	0	万	円を	超	え	る	借	入	金		₽′	

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 章 年 2 月 2 日

政治団体の名称

鈴木光一後援会

会計責任者の氏名

安藤清美

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場 合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。